

安全にウォーキングを楽しむために

楽しみながら健康づくりに役立つウォーキング。でも、夢中になり過ぎると、思わぬトラブルを招いてしまうことも。注意のポイントをこの機会にしっかりと確認しておきましょう。

Q1 歩行中のトラブルを防ぐにはどんなことに注意する必要がありますか

A1 普段は当然守っているルールやマナーも、親しい仲間や家族と集団で歩いていると「つい、うっかり」違反してしまいがち。特に、次の点には気を付けましょう。

- 住宅街などでは、大声で話さない
- 立ち入り禁止の場所には、勝手に入らない
- こみは、持ち帰る
- 喫煙可能な場所以外で、たばこを吸わない

Q2 スマートフォンを使いながら歩いてくる人にぶつかってしまいました。歩行中の交通事故も心配です

A2 移動しながらのスマートフォン等の操作は危険です。必要な場合は、安全な場所に止まって操作を。他にも、歩行者のみなさんの注意で防げる事故があります。下記のポイントをしっかりと確認して、事故を防ぎましょう。



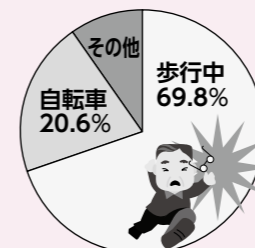
Point 3

交通事故防止のためのポイント ~「このぐらい」あなたの油断が 事故招く~

- 信号を守る**
当たり前ですが、赤信号では必ず止まって。
- 信号が青でも右・左確認**
更に、もう一度、右をよく見て。
- 標識を守る**
「横断禁止」「一時停止」などには必ず従って。
- 明るい色の服装で**
暗い道でもあなたが見えやすくなるように。
- 反射材の活用を**
靴、バッグ等に付けて、夜道の対策を。
- 「アイコンタクト」で事故防止**
運転手と目を合わせる気持ちで。

4月6日～15日は春の交通安全運動実施中

高齢者の死亡事故の7割は歩行中に
昨年、都内の交通事故で亡くなった164人のうち、65歳以上の高齢者は63人。その内訳を見ると「歩行中」が7割を占めました(右図)。「いつも通っているとこだから」などと油断せず、上記のポイントに注意してお出掛けを。



通学路の安全確保にもご協力を
学事担当/5階
☎(3228) 5459 FAX (3228) 5680
4月は入学・進級の時期です。新1年生を始め、子どもたちが安心して学校へ通えるよう、教育委員会では、保護者や地域の方と協力し、平日及び授業日となっている第2土曜日を中心に、登下校の見守り活動や防犯パトロールなど、通学路の安全対策に取り組んでいます。地域のみなさん、ドライバーのみなさんも通学路の安全確保にご協力をお願いします。

自転車を使う時はルールとマナーを守って

自転車安全利用五則(左の①～⑤)などを守ろう

生活・交通安全担当/8階 ☎(3228)8888 ☎(3228)5050 ☎(3228)5050 FAX(3228)5050

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は「軽車両」です。歩道と車道の区別があるところでは、車道通行が原則です。
罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金
☆13歳未満のお子さんや70歳以上の方の運転などは例外

② 車道は左側を通行

車道では、道路の中央から左側部分の左端の通行を。
罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止を。
罰則 2万円以下の罰金または料

④ 安全ルールを守る

- **飲酒運転禁止**
罰則 5年以下の懲役または百万円以下の罰金
- **二人乗り禁止**
罰則 2万円以下の罰金または料
- **並進禁止(並進可)の標識のある場所を除く**
罰則 2万円以下の罰金または料
- **夜間はライトを点灯**
罰則 5万円以下の罰金
- **信号順守**
罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金
- **交差点での一時停止と安全確認**
罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金他

⑤ 子どもはヘルメットを着用

13歳未満のお子さんには、乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。☆大人もかぶって頭部の保護を

こんな危険運転も絶対ダメ

- × スマートフォン、携帯電話などの使用
- × 傘差し
- × ヘッドホン、イヤホンの装着
- 罰則** 5万円以下の罰金

自転車の悪質な危険運転者は講習受講が義務付けに

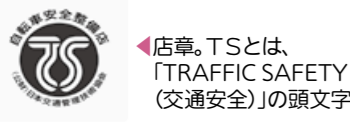
信号無視、遮断踏切への立ち入り、酒酔い運転等の危険行為を繰り返すと受講対象(受講料5,700円)。命令に従わないと5万円以下の罰金に。

自転車事故に備えて保険加入を

自転車利用者が加害者となり、多額の賠償責任を負った事例もあります。万一の事故に備えて保険に入っておくと安心です。
事例 小学校5年生が前方不注意の自転車女性に衝突。女性は頭を骨折して意識不明に→賠償金約9,500万円

点検・整備で安心・安全な自転車の印「TSマーク」を

自転車安全整備士により、法令の基準に適合した点検・整備がなされた自転車の印です。どなたでも入れる賠償責任保険と傷害保険がセット(1年間の付帯保険)で付きます。毎年、点検・整備を受け、TSマークを貼付してもらいましょう。☆料金などについて詳しくは、「店章」を掲げた自転車安全整備店か、公益財団法人日本交通管理技術協会 ☎(3260) 3621へ問い合わせを



自転車駐車場へ止めよう

自転車対策・地域美化担当/8階 ☎(3228)5050 ☎(3228)5050 ☎(3228)5050 FAX(3228)5050
「放置自転車」とは、利用者がその場を離れ、すぐに移動させることができない自転車のこと。道路上の放置自転車は、通行を妨げる危険な障害物です。ほんの少しの間でも、必ず自転車駐車場を利用してください。安全に通行できるように、**放置自転車を撤去していただきます。**



撤去された自転車の引き取りには、撤去手数料5千円が必要です。
撤去後の自転車は、1か月間保管します。自転車保管場所での引き取りには、撤去手数料5千円と、身分証明書、自転車の鍵が必要です。
☆撤去前に盗難届を警察署に提出しているなど、客観的に盗難の事実を確認できる場合は、撤去手数料を免除(確認できない場合は所有者が負担)
自転車駐車場の利用を
定期利用・年間登録利用
自宅、通勤・通学先が最寄り駅から50m以上離れている方が対象(原則)。利用料免除制度あり。
1日利用
どなたでも利用可。1回100円(杉山公園地下と東中野駅前広場地下のみ、同150円)。

☆自転車駐車場や自転車保管場所などについて詳しくは、**区図**をご覧ください。自転車対策担当へ問い合わせを